消防危第316号令和5年11月8日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁危険物保安室長 (公印省略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考として ください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

本通知は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当:千葉、北中、瀬濤、日下、渥美

TEL: 03-5253-7524

mail: fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp

(過疎地の給油取扱所における作業員の常駐について)

- 問 「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」 (令和3年3月30日付け消防危第51号。以下「51号通知」という。)の別添2、2(4) において、「給油業務を行う時間帯は、危険物の取扱い作業の有無を問わず、作業員が常 駐し監視を行うこと。移動タンク貯蔵所が敷地内に駐車している間は、作業員が常駐し監 視を行うこと」とされているが、51号通知の内容(別添2、2(4)を除く。)に加え、次の 条件を全て満たす場合は、51号通知の別添2における「同等以上の安全性」が確認でき る場合として、作業員が常駐しないこととして差し支えないか。
 - (1) 給油取扱所の見やすい箇所に、作業員の所在、連絡先及び注意事項(火気の使用の制限、取扱い場所の管理等)を掲示するとともに、給油設備等は作業員以外の者が使用できない措置を講じること。
 - (2) 作業員が速やかに駆け付け可能な体制を確保すること。
 - (3) 移動タンク貯蔵所が敷地内に駐車している間は、災害発生時の応急措置(危険物の流出防止、消火器による初期消火、二次災害の発生防止等)に備えること。
 - (4) (1)から(3)までに掲げる内容が予防規程に定められていること。

答お見込みのとおり。